

令和8年1月23日

各 位

牛久市保健福祉部高齢福祉課

令和7年度牛久市物価高騰対策補助金について

平素は、当市の高齢福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当市では、令和7年度牛久市物価高騰対策補助金を交付するため、「令和7年度牛久市物価高騰に対応するための医療機関等、保育施設等、介護施設等及び障害施設等への補助金の交付に関する告示」を制定いたしました（詳細裏面）。

つきましては、当課が所管し、補助金対象となる皆様にお知らせいたしますので、補助金を申請される場合には、記載例をご確認のうえ、申請書及び請求書の2枚を令和8年2月20日（金）までに、郵送または窓口にて提出してください。

なお、申請書受付後、後日、補助金交付決定通知書を送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。

ご不明な点等は、おそれいりますが、下記までお問い合わせください。

牛久市保健福祉部高齢福祉課
担当 古橋・宮阪
〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
TEL 029-873-2111 (内) 1750・1752

令和7年度牛久市物価高騰対策補助金について

【概要】

市内に所在する介護施設等の物価高騰に伴う負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図り、もって利用者が安心して利用することができる環境を整備するため、予算の範囲内において、令和7年度牛久市物価高騰対策補助金を交付いたします。

【対象】

令和7年1月1日時点で、牛久市内において下記の表に記載されたサービスを提供しており、申請日において休止・廃止していない事業所が対象となります。昨年に実施したこの補助金の交付を受けていても、再び対象となります。

なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的勢力又はそれらの者と関係を有する者（以下「暴力団等」という。）並びに事業所を運営する法人その他の団体の代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が暴力団等に該当する場合は、補助金の交付の対象となりません。

【補助金額】（介護施設等のみ抜粋）

次の表のとおりです。

介護老人福祉施設	500,000円
介護老人保健施設	500,000円
短期入所生活介護（介護老人福祉施設に併設されている場合を除く。）	定員21名以上 500,000円
	定員20名以下 200,000円
短期入所療養介護（介護老人保健施設に併設されている場合を除く。）	200,000円
特定施設入居者生活介護	定員21名以上 500,000円
	定員20名以下 200,000円
小規模多機能型居宅介護	500,000円
認知症対応型共同生活介護	200,000円
通所介護	150,000円
認知症対応型通所介護	150,000円
訪問介護	100,000円
訪問入浴介護（訪問介護と併せて行う事業所を除く。）	100,000円
訪問看護（みなし指定医療機関を除く。）	100,000円
居宅介護支援事業所	50,000円

【申請締切】

令和8年2月20日（金）